

# 令和6年度 国立武蔵野学院附属人材育成センター 研修日程一覧(案)

## <児童自立支援施設職員研修> 「子どもの育ち、職員の育ち、チーム養育」

武蔵野:国立武蔵野学院  
きぬ川:国立きぬ川学院

研修種別	対象者	研修目的	期間		会場	募集人数	申込〆切	
			前期	後期				
1 新任施設長研修 ㊟ 「子どもと職員が育つ施設運営」 ※前後期とも必修	令和5年4月1日以降に着任した施設長および着任予定の者	児童自立支援施設の役割を理解し、子どもの権利擁護や人材育成等、社会からのニーズに対応し、子どもと職員が育つ施設運営を学ぶ	前期	R6.5.14~5.16	武蔵野	30名	4/15 (月) 必着	
			OJT	R6.5.17~10.21	各施設			
			後期	R6.10.22~10.24	きぬ川			
2 スーパーバイザー研修 「チーム養育と人材育成」	児童自立支援施設経験5年以上の者あるいは、スーパーバイザー又は指導的立場にある者	職員を育てる施設文化を構築するチーム養育とケースマネジメント、スーパーバイザーのあり方を学び、人材育成について考える	R6.9.18~9.20		武蔵野	30名	5/31 (金) 必着	
3-1 中堅職員研修 コースⅠ 「子どもの育ちのアセスメントとチーム養育」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年以上のケアワーカー・心理職員・教員など	専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	R7.1.21~1.24		武蔵野	30名		
3-2 中堅職員研修 コースⅡ 「性問題行動の理解と支援」			R7.2.4~2.7		武蔵野	30名		
3-3 中堅職員研修 コースⅢ 「性被害の理解と支援」			R6.9.3~9.6		きぬ川	8名		
3-4 中堅職員研修 実習コース 「子どもの育ちのアセスメントとチーム養育」			実習を中心としたプログラムにより、子どもの理解、具体的な支援を学ぶステップアップ研修	武蔵野	R6.10.1~10.4	武蔵野		8名
4-1 新任職員研修 「児童自立支援施設における子どもと職員の育ち」 ※前後期とも必修	児童自立支援施設における基本的な心構え、知識、技術を学ぶ基礎研修(講義と演習による)	児童自立支援施設における基本的な心構え、知識、技術を学ぶ基礎研修(講義と演習による)	前期	R6.7.23~7.25	武蔵野	30名	4/15 (月) 必着	
			OJT	R6.7.26~7.1.6	各施設			
			後期	R7.1.7~1.9	武蔵野			
4-2 新任職員研修 実習コース 「児童自立支援施設における子どもと職員の育ち」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	児童自立支援施設における基本的な心構え、知識、技術を学ぶ基礎研修(講義と実習を組み合わせたコース)	①	R6.5.28~5.31	武蔵野 (全3回)	各回 8名		
			②	R6.6.11~6.14				
			③	R6.6.25~6.28				
			④	R6.6.4~6.7	きぬ川 (全3回)	各回 6名		
				⑤				R6.6.18~6.21
				⑥				R6.11.26~11.29
5 連続事例検討セミナー(参集+オンライン) 「ケースカンファレンスのあり方 ～子どもと職員の育ちのために～」	児童自立支援施設での勤務経験が8年以上の者、または当センター開催のSV研修あるいは中堅職員研修参加経験の有る者、かつ寮担当など直接処遇職員で、指導的立場にある者(準ずる者も含む)。※全日程参加できる者に限る。	担当する子どもの育ち、家族のあり方を詳細に検討していく中で、受講者自身の支援、チーム・組織の支援を振り返り理解を深めることで、支援の幅を広げていくこと、そのことを通して、発表する者の育ちにつなげていくことを目的とする研修。	全 7~9 回程度	R6.7.2~7.3	武蔵野	9名 以内		5/17 (金) 必着
			初回に決定	オンライン				
			R7.3.4~3.5	武蔵野				

## <児童相談所職員研修>

1 児童相談所一時保護施設 スーパーバイザー研修 「一時保護施設の人材育成とチーム支援」	児童福祉領域での経験及び児童相談所での勤務が概ね5年以上で、各一時保護施設において指導的立場(管理者及び指導教育担当職員を含む)にある者。	様々な背景、課題を抱えた子どもの支援を行うスーパーバイザーの立場から一時保護施設の人材育成と運営について考える研修	①	R6.8.6~8.8	武蔵野	各回 30名	5/31 (金) 必着
②	R6.9.3~9.5						
2 児童相談所一時保護施設 実務者研修 「子どもが安心する養育環境とアセスメント」	一時保護施設での勤務経験が概ね5年以内で、現在一時保護施設において勤務している者	様々な背景や問題を抱えた子どもに対する適切な対応を学ぶとともに、一時保護施設における必要な具体的知識を学ぶ研修	①	R6.11.19~11.21	オンライン	各回 30名	7/31 (水) 必着
②	R6.12.16~12.18	武蔵野					
③	R7.2.18~2.20	武蔵野					
3 児童相談所 児童福祉司任用後研修 (オンライン) ㊟	児童福祉法第13条第3項に規定する者のうち、児童福祉司に任用された者	子どもの権利を守ることを目的としたソーシャルワークのための「知識」「技術」「態度」の個別到達目標の達成をめざす研修	R6.7.8~7.12		オンライン	50名	4/30 (火) 必着
4 児童相談所職員 テーマ別研修 「社会的養護との連携・協働」	各児童相談所において、現在勤務している者(職種は問わない)	児童相談所職員として、専門性をより向上させるためのステップアップ研修	R6.8.20~8.22		武蔵野	30名	5/31 (金) 必着

## <研修指導者養成研修>

1 社会的養護における子どもの権利擁護	都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市)又は市長が推薦する者	都道府県等で実施する基幹的職員研修や、その他社会的養護に関する研修等を企画・実施する者を養成する研修	R6.11.6~11.8		武蔵野	各回 30名	8/9 (金) 必着
2 子どもと家族の育ちをつなぐ支援			R6.12.4~12.6				

※㊟は法定研修

※今後、研修日程及び研修内容については、急遽変更になる可能性がある。